7　資格の有効期間
　６の設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。
8　その他
⑴　設計共同体の名称は、「足羽川ダム地質解析業務△△・××設計共同体」とする。
⑵　当該業務に係る特定手続に参加するためには、技術提案書の提出の時において、設計共同体としての資格の認定を受け、かつ、当該業務の「公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））」（令和４年１月11日付け分任支出負担行為担当官近畿地方整備局足羽川ダム工事事務所長）に示すところにより技術提案書の提出者として選定されていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

令和４・５・６年度において国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）における製造又は物件の買入れ等の契約に係る競争契約の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。
令和４年１月11日
国立研究開発法人産業技術総合研究所
調達管理室長　佐藤　庄一
◎調達機関番号　808　◎所在地番号　08
1　製造又は物件の買入れ等の契約の種類及び業種の区分
⑴　物品の製造
①衣服・その他繊維製品類　②ゴム・皮革・プラスチック製品類　③窯業・土石製品類　④非鉄金属・金属製品類　⑤フォーム印刷　⑥その他印刷類　⑦図書類　⑧電子出版物類　⑨紙・紙加工品類　⑩車両類　⑪その他輸送・搬送機械器具類　⑫船舶類　⑬燃料類　⑭家具・什器類　⑮一般・産業用機器類　⑯電気・通信用機器類　⑰電子計算機類　⑱精密機器類　⑲医療用機器類　⑳事務用機器類　㉑その他機器類　㉒医薬品・医療用品類　㉓事務用品類　㉔土木・建設・建築材料　㉕警察用装備品類　㉖防衛用装備品類　㉗その他
⑵　物品の販売　物品の製造と同じ
⑶　役務の提供等
①広告・宣伝　②写真・製図　③調査・研究　④情報処理　⑤翻訳・通訳・速記　⑥ソフトウェア開発　⑦会場等の借り上げ　⑧賃貸借　⑨建物管理等各種保守管理　⑩運送　⑪車両整備　⑫船舶整備　⑬電子出版　⑭防衛用装備品類の整備　⑮その他
⑷　物品の買受け
①立木竹　②その他
2　申請の時期　定期の申請時期は、令和４年１月11日から令和４年１月31日までとする。
　ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。なお、上記期間後も随時受付を行うが、この場合、資格を付与した日から有効となるため、希望する調達案件の入札に間に合わないことがあるので、余裕を持って申請すること。
3　申請の方法
⑴　申請書の入手方法　当研究所所定の「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書」（以下「申請書」という）は当研究所ホームページ（https://www.aist.go.jp）からダウンロードすることにより入手できる。
また、別記１の申請書の提出場所において無料で交付する（ただし休日を除く）。
⑵　申請書の提出方法　申請書は、別記１に掲げるいずれかの場所に次の申請書等の関係書類を持参又は郵送（郵送の場合は簡易書留等（定期の申請は令和４年１月31日消印有効））により提出すること。
①　一般競争（指名競争）参加者資格審査申請書（様式第２号）
②　添付書類
一　営業経歴書
二　登記事項証明書（法人の場合）、身元証明書（個人の場合）
三　財務諸表類（直前１年の各事業（営業）年度分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表（個人の場合にあっては、これらに類する書類。）
四　納税証明書（次の各税についての未納税額のないことを証明する納税証明書の写し（電子納税証明書を含まない。）（個人の場合はその３の２、法人の場合はその３の３とする。）
A　消費税及び地方消費税（法人及び個人）
B　法人税（法人の場合）
C　所得税（個人の場合）
　ただし、納税すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は、再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類）
五　委任状（行政書士等の代理申請による場合に限る。）
4　競争に参加することができない者及び競争に参加させないことができる者
⑴①　当該契約を締結する能力を有しない者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
②　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
⑵　次の各号のいずれかに該当すると認められる者をその事実があった日以後２年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。
①　契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
②　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
③　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
④　監督又は検査の実施に当たり監督員、検収員及び当該業務を委託された者の職務の執行を妨げた者
⑤　正当な理由なくして契約を履行しなかった者
⑥　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
⑦　この項（この号を除く）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
⑶　⑵に該当する者を入札代理人として使用する者
5　資格審査結果の通知　「資格決定通知書」により申請者に通知（郵送）する。
6　資格の有効期間　令和４年４月１日から令和７年３月31日までとする。なお、２により随時申請した場合は、資格を付与されたときから令和７年３月31日までとする
7　情報公開　申請書に記載された内容の一部（商号又は名称・本社（店）住所・電話番号・代表者氏名・等級・営業品目）は、資格審査後、一般競争参加者名簿として公開されることがある。
8　公告の方法　一般競争に付する場合の公告の方法は、入札を行うセンターに掲示するほか、当研究所ホームページ（https://www.aist.go.jp）に掲載する。
9　競争参加者の資格及びその審査
⑴　資格　予定価格の金額に応じ、物品の製造、物品の販売、役務の提供等、物品の買受けごとに別記２の⑴の①、⑵の①及び⑶の①のとおり資格を定める。
⑵　資格の審査事項　⑴の資格についての審査は、次に掲げる事項について行う。
一　生産高又は販売高等
二　経営規模
イ　自己資本額
ロ　機械設備等
三　経営比率　流動比率
四　営業経歴　営業年数
⑶　資格の等級の決定方法　製造又は物件の買入れ等の種類ごとに上記⑵の審査事項を要素とする計算方式により算出された数値により別記２の⑴の②、⑵の②及び⑶の②に対応する等級に格付ける。